

## 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議設置要綱

### (設置等)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、実証研究から得られた知見を生かして今後の取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

2 研究会議は、実証研究の成果を基に次に掲げる事項について研究を行うものとする。

- (1) 要医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援に関すること
- (2) 要医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援の実証研究に関すること
- (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

### (構成)

第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係行政職員
- (5) 学校関係者
- (6) その他適当と思われる者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から平成32年3月31日までとする。

### (座長等)

第4条 研究会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

4 座長に事故ある時は、第2項の規定に準じて選ばれた者が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。

2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

### 付 則

1 この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

## 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議委員

(順不同)

氏 名	所 属	職	
丹羽 登	関西学院大学教育学部	教 授	座長代理
村井 龍治	龍谷大学社会学部	教 授	座長
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長	
多久島 尚美	訪問看護ステーションちょこれーと。 (訪問看護ステーション連絡協議会)	所 長	
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長	
保井 純子	甲賀市障がい福祉課	課 長	
池内 潔	日野町福祉保健課	課 長	
國友 孝浩	彦根市教育委員会学校教育課 (滋賀県都市教育長会)	課 長	
八木 佐登留	豊郷町教育委員会学校教育課 (滋賀県町村教育長会)	課 長	
井尻 正志	県立三雲養護学校	校 長	
酒見 淨	県健康医療福祉部障害福祉課	課 長	
森 由利子	県教育委員会特別支援教育課	課 長	